

# 第5次

## 和泊町子ども読書活動推進計画



ハロウィンナイト

令和8年4月  
和泊町教育委員会



## 目 次

はじめに	1
第1章 第4次計画期間（令和2年度から令和7年度）における取組と課題	2
第2章 基本的な方針	3
I 基本的な考え方	3
II 20分読書運動～本がひらく わたしの未来～	5
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	6
I 発達段階に応じた取組	6
II 家庭、地域における子どもの読書活動の推進	7
1 家庭、地域における子どもの読書活動の推進方策	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 町立図書館における子どもの読書活動の推進	
(3) 民間団体等の活動に対する支援	
2 町立図書館の整備・充実	
(1) 図書資料の整備	
(2) 設備等の整備・充実	
(3) 司書の研修等の充実	
(4) 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実	
III 学校等における子どもの読書活動の推進	10
1 学校等における子どもの読書活動の推進	
(1) 認定こども園等における子どもの読書活動の推進	
(2) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	
(3) 家庭、地域との連携による読書活動の推進	
(4) 全教職員の意識高揚	
(5) 障害のある子どもの読書活動推進	
2 学校図書館の整備・充実	
(1) 学校図書館の資料等読書活動を推進するための諸条件の整備・充実	
(2) 町立図書館や他校の学校図書館との連携・協力	
IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進	14
1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	
3 学校、図書館、民間団体及び個人における優れた取組の奨励	
第4章 推進体制の整備	15
I 子ども読書活動推進体制の整備	
II 地方公共団体間における連携・協力体制の整備	
III 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援	
資 料（子どもの読書活動の推進に関する法律）	16

## はじめに

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。そのため、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

本町においては、鹿児島県の推進する～本がひらく わたしの未来～をキャッチフレーズとした「1日20分読書運動」事業を基に各事業に取り組み、家庭や地域、学校の読書環境の整備に努めることで、一定の成果を上げてきました。しかし、依然として小学校、中学校、高校と学校の段階が進むにつれ、子どもの読書離れが進む傾向が見られ、乳幼児期からの読書習慣の成形や中・高校生の継続的な読書活動の習慣化については課題が残っています。

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることが、読書活動にも多大な影響を与えている可能性があります。

今後、全ての子どもが読書の習慣を身に付け、生涯にわたってその習慣を維持していくために、子どもが読書活動に取り組むことができるような環境を整備していくことが必要です。

そのため本町では、未来を担う子どもたちの読書活動の充実をめざし、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定された国及び鹿児島県の「子ども読書活動推進計画」を基本とするとともに、本町の子ども読書活動推進状況等を踏まえ、「第5次和泊町子ども読書活動推進計画」を策定しました。本計画の実施期間は、令和8年度からおおむね5年間とします。

## 第1章 第4次計画（令和2年度から令和7年度）における取組と課題

### I 主な取組と成果

#### (1) 家庭・地域における取組と成果

- ア 子どもの読書への関心を高める取組として、町立図書館で「読書パスポート」普及事業や「おはなし会ポイントカード」事業の実施
- イ 乳幼児と保護者へ向けて町立図書館での「赤ちゃんおはなし会」を実施し、乳幼児期の読書活動の推進
- ウ 移動図書館車巡回による図書館サービスの実施
- エ 多読者（児童・一般・家族）の表彰

#### (2) 学校における取組と成果

- ア 町内の小・中学校において全校一斉読書（朝読書を含む）や読書まつり等、回数・時間・方法を工夫した取組を行っています。また、読書ボランティアや保護者、教職員の読み聞かせを実施し、本の世界を楽しむ機会を作りました。
- イ 読書週間や読書月間を設け、学校全体の読書意欲を高める活動を実施しました。
  - ・図書室でのイベント開催や民話研究家のお話を聞く会の実施
- ウ 学校図書館の地域への開放（親子貸出、地域住民への貸出）
- エ 町立図書館との連携（学習支援、学級文庫配本、読書イベントへの協力）

### II 第4次計画期間における現状と課題

#### (1) 家庭・地域に関わる課題と背景

- ア 保護者の読書活動への関心を高めるため、おはなし会や講座を実施しましたが、保護者の参加は少いです。昨今では共働き家庭も多いため、時間の捻出が難しいことも要因ではないかと考えます。子どもの読書体験で重要な要素が家庭での読み聞かせなので、より多くの保護者が読書へ関心を持つような読書活動の充実を図りながら推進に取り組んでいきます。
- イ 図書館サービスの地域差是正のため、遠隔地域にある学校を中心に移動図書館車での巡回を行っています。今後、より多くの町民に利用してもらえるよう、サービスステーションの増設等に取り組めます。

#### (2) 学校に関わる課題と背景

- ア 町内各学校において、魅力ある学校図書館運営がなされたことで、全体として学校図書館の利用者及び読書冊数も増加傾向にあります。その一方で、読書量の多寡ばかりでなく、児童生徒の成長に応じた読書の質の変化を重視した読書活動を推進する必要があります。
- イ 中学生や高校生は勉強や部活動等の時間が増え、読書の時間を確保しづらなのが現状ですが、青年期の読書は人格を形成していく上で重要です。学年が上がるにつれ、読書時間が減少することがないよう、各学校では、児童生徒の成長に応じた図書の見つけ方や読書の方法に配慮するとともに、1日20分程度の読書が習慣化し日常生活の一部になるよう、読書活動の啓発に注力する必要があります。

ります。

ウ 依然として高校生読書量の少なさと不読率は改善されていません。このことから、更なるPR活動や生徒の来館を促す工夫、主体的な活動を促す工夫、授業や研究活動での利活用の工夫が必要です。

## 第2章 基本的な方針

### I 基本的な考え方

加速度を増して変化する時代の中で、子どもが自ら「本をひらく」ことで、新しい知識や感動など、これまで知らなかった世界との出会いが、子どもたちの「未来をひらく」ことにつながると考えます。生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から本を身近に感じ、小学生期、中学生期、高校生期へと成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に取り組んでいくことが必要です。また、読書習慣の形成に向けて子どもの発達段階に応じた効果的な取組を展開するとともに、「本がひらく わたしの未来」のキャッチフレーズを基に「1日20分読書」運動を実施していきます。さらに、発達段階において「心に残る1冊の本」と出会い、読書を楽しむ習慣が形成されていくことを推進するため、本町では県の基本方針を踏まえ、次の点を基本方針とします。

- 1 1日20分読書の推進
- 2 不読率の低減
- 3 子どもの視点に立った読書活動の推進
- 4 多様な子どもたちの読書機会の確保

#### 1 1日20分読書の推進

「1日20分読書」運動とは、「すべての子供が1日に少なくとも合計で20分程度の時間を読書に親しみましょう」という運動であり、第4次計画での運動を継続して行うこととします。また、急激に変化する時代において、読解力や想像力、思考力、表現力等を培う読書活動の推進は極めて重要です。子どもたちは読書を通じて多くの知識を得たり、必要とされる資質・能力を育み、多様な文化への理解を深めることができます。全ての子ともどもたちが読書による恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進していきます。

## 2 不読率の低減

子どもの読書活動の意味を鑑みると、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。不読率の改善に向け、学校図書室において学校種間の移行段階に応じた取組や、読書に興味のない子どもにも親しみやすい講座・体験活動等に連動した取組等の充実に努めること、乳幼児期からの読み聞かせを推進すること等が考えられます。

本県でも、高校生の不読率は、小学生、中学生に比べると高い状況が続いています。こうした状況を踏まえ、第4次計画の基本的な方針を維持し、乳幼児から中学生までの読書週間の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組を推進することが求められます。そのためには、探究的な学習活動等において、学校図書室や町立図書館の利活用を促進する取組の充実に努めることや、友人同士で本を薦め合う活動などを促進することが必要です。

## 3 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもがそれぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもが主体の、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

## 4 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・義務教育学校や高等学校において通常の学級に在籍しながら、通級等による個に応じた指導を受けている児童生徒は、年々増加しています。多様な子どもたちを受容し、全ての子どもたちの可能性を引き出すため、本にふれる機会、読書環境の整備が必要です。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、障害者が利用しやすい書籍等の導入や、支援を必要とする子どもたちのための読書環境の整備が必要です。

この基本方針を具現化するために、本町においては次の4つの柱を立て、計画を推進していきます。

- |                         |
|-------------------------|
| I 発達段階に応じた取組            |
| II 家庭、地域における子どもの読書活動の推進 |
| III 学校等における子どもの読書活動の推進  |
| IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の促進  |

Iについては、乳幼児期から本に親しみ、発達段階に応じた「切れ目のない」読書活動に取組ことが重要です。

IIについては、家庭や地域において「1日20分読書」「移動図書館巡回」等の読書活動にふれながら、親子で読書に親しみ、家庭や地域全体で読書を習慣化していくよう取組を行っていくことが重要です。

IIIについては、学校において教育課程に基づき、意図的・計画的な読書指導が行われています。今後、それらをさらに充実させ、子どもの主体的な読書活動の育成や読書習慣の形成を図ることが重要です。また、学校種間で連携を図り、学校種間の接続期に子どもが読書から遠ざからないよう配慮します。

IVについては、子どもの主体的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く理解と関心を深め、読書活動を推進する社会的気運の醸成を図ることが重要です。

## II 「1日20分読書」運動 ～心に残る1冊の本との出会い～

「心に残る1冊の本との出会い」は、心を豊かにするだけでなく、夢や人生の指針を与えてくれるきっかけになります。乳幼児期から各発達段階において、子どもの生涯の支えとなる1冊に出会う機会を家庭や地域、学校で提供できるよう取組を展開します。また、全ての子どもが1日に少なくとも20分程度の時間を読書に親しむよう、成長に応じて次のように取り組めます。

### ☆ 乳幼児

乳幼児期の子どもの読書活動には、読み聞かせなど家族の協力が必要です。家族で一緒に読書の習慣を作りましょう。

### ☆ 朝読み夕読み20分

小学生の時期は、言葉や文章の意味を考えながら音読することが大切です。朝や夕方の音読を続けましょう。

### ☆ ジャンルを広げて20分

中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。文学、科学、歴史、郷土などジャンルの幅を広げて様々な本を読みましょう。

### ☆ 自分を見つめる20分

高校生の時期は、将来を模索しながら自分と向き合うためにも読書が大切です。1日20分の読書を通して、心の成長に寄り添う本に出会いましょう。

## ☆ 大人も読もう

大人が本を読んでいる姿が、自然と子どものお手本になります。  
本を読むことで人生が豊かになり、穏やかな時間を過ごすことができます。  
大人もいっしょに本を読みましょう。

### 第3章 子どもの読書活動推進のための方策

#### I 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

家庭・地域・学校においては、次のような発達段階ごとの特徴が指摘されていることを踏まえ、読書活動に取り組みます。また、学校種間の接続期に子どもが読書から遠ざからないように、学校種間で連携を図り、切れ目のない取組を実施します。

時期	発達段階ごとの特徴	取組例
乳幼児期	乳幼児期には、周りの大人から言葉をかけてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら、次第に言葉を習得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことを通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者による読み聞かせ</li> <li>・図書館職員、保育士、読書ボランティアによるおはなし会の開催</li> <li>・保護者向け読み聞かせ講座の開催</li> <li>・「赤ちゃん絵本」専用書架と畳コーナーの設置</li> </ul>
小学生期（低学年）	低学年では、本の読み聞かせを聞くだけではなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージできるようになります。	ブックトークや展示等の図書紹介 [ 本の分野（文学・歴史・科学・芸術等）やジャンル（小説・記録・説明・批評等）を広く取り上げ取り組みます。 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員や読書ボランティアによる読み聞かせ</li> </ul>

<p>小学生期 (中学年)</p>	<p>中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもと、そうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考えと比較して読むことができるとともに、読む速度が上がり、多く本を読むようになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音読の推進</li> <li>・一斉読書の時間設定</li> <li>・推薦図書コーナーの実施</li> <li>・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定</li> </ul>
<p>小学生期 (高学年)</p>	<p>高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになります。 好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で読書の幅が広がらなくなってくる場合があります。</p>	<p>担任や学校司書等によるお薦め本の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における読書の習慣化</li> <li>・教科書等による図書館を利用した「調べ学習」</li> <li>・児童生徒が図書館を利用するためのオリエンテーションの実施</li> </ul>
<p>中学生期</p>	<p>多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始め、読書を将来に役立てようとするようになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書会、ペア読書（リーディングバディ）、ブックトーク、アニメーション、ビブリオバトル、ポップ作成等</li> </ul>
<p>高校生期</p>	<p>読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層広く、多様な読書ができるようになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書推進活動への参加（認定こども園、小学校での読み聞かせの実施）</li> </ul>

## II 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

### 1 家庭、地域における子どもの読書活動の推進方策

#### 〈1〉 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、日常の生活を通じて、いつも身近に本がある環境によって形成されます。読書が生活の中に位置付けられ継続して取り組まれるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、積極的に読書に親しむとともに

に、家族全員が本を読む習慣を持つことが重要です。

また、家庭における読書は、1冊の本をもとに親子で感じたことを語り合い、親子の絆を深めることにも役立ちます。そのためには、あえてテレビを消して読み聞かせをする時間を設けたり、家族で好きな本について話し合ったり、一緒に図書館を利用するなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、発達段階に応じて「心に残る1冊の本」と出合えるよう読書に必要な環境を整えることが効果的です。

ア 家庭や地域における「1日20分読書」運動の推進

イ 保護者の読書活動への関心を高めるため、家庭教育学級や諸行事、PTA研修会等を通じた啓発

ウ 町立図書館等で、保護者を対象とした読書の重要性を啓発するための講座の実施

エ 町立図書館において行うおはなし会等、読書活動を通じて親子が一緒に参加し、ふれあう機会の提供と内容の充実

オ 乳幼児にかかわる事業を行う事業所と提携して、乳幼児と保護者に向けたおはなし会の開催や、本の紹介やチラシの配布等による読書の啓発

## (2) 町立図書館における子どもの読書活動の推進

町立図書館は、子どもたちにとって、多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場であるとともに、本を通してたくさんの知識を得る場でもあります。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を見つけ、子どもの読書についての情報を得られる場でもあります。さらに、「おはなし会」などの読書に関するイベントの開催、あるいは、読書グループとの協力・支援など、地域における子どもの読書活動推進に大きな役割を果たしています。

ア 発達段階に応じた読書活動や図書資料に関する情報提供に努め、広報誌やホームページ、町の有線テレビやSNSを活用したイベントの開催、及び新刊案内等の情報を積極的に提供します。また、職場体験の生徒が作成したポップやお薦めの本の紹介等を展示しています。

イ 学校図書館等への図書資料の団体貸出や移動図書館車による巡回貸出等のサービスの提供

ウ 学校で実施される「朝の読書」や読み聞かせ等、読書推進活動への支援

エ 高校生の不読率改善に向けた取組に努めます。

オ 読書ボランティアが活動できる場や機会等の情報提供や受入れ

カ 子どもの読書環境をより充実させるために、図書館相互や関係機関と積極

的に連携・協力し、蔵書の相互貸借、イベントの充実、資料の展示等の読書活動に取り組みます。

キ 住民サービスの向上に努めるため、リクエスト用紙の設置により町民のニーズを踏まえ図書館資料の選書や施設等の充実に努めます。

### (3) 民間団体等の活動に対する支援

本町においては、民間団体として親子読書会や読書ボランティアが活動しており、地域や学校において読み聞かせ等を開催し、子どもが読書に親しむ活動に取り組んでいます。今後、親子読書会や読書ボランティアの拡充を図り、活動を生かせるような環境を整備することが必要です。

ア 民間団体がそれぞれの活動を行える場や機会の提供

イ 民間団体のネットワークを構築し、情報交流等を行うための協力体制の確立

## 2 町立図書館の整備・充実

町立図書館においては、図書資料・設備等の充実を図るとともに、司書をはじめとする職員の資質向上を図ることで、地域における子どもの読書活動推進に積極的な役割を果たすことが重要です。

### (1) 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、豊富で多様な図書資料を整備し、絵本コーナー、幼児コーナーやYAコーナー等、子どもの読書への興味・関心を高めるエリアを設置するなどの工夫に努めます。

また、県立図書館及び同奄美図書館や、横断検索サービスで提携している他市町立図書館との相互貸借等を積極的に進め、図書資料の充実を図っていきます。図書資料や郷土資料の整備については、児童図書をはじめ各世代のニーズを踏まえ、また、利用者のリクエストを参考にしながら、今後も計画的な整備の促進に努めます。

### (2) 設備等の整備・充実

#### ア 移動図書館車の整備

本町においては、移動図書館車によるサービスは、子どもの読書活動の推進に有効であり、町立図書館の重要な活動の一つであることから、その整備の促進に努めます。

#### イ 図書館の情報化

町立図書館ホームページから、インターネット対応蔵書検索システムの稼

働により、外部からの蔵書検索ができます。これにより、各家庭や学校からの図書資料検索が可能となり、家庭や学校との連携を図る重要な手段となっています。

#### ウ 県立奄美図書館との連携

鹿児島県では、奄美地域における図書館活動や生涯学習を振興するため、現在の県立奄美図書館を地域の活性化につながる拠点施設として、図書館機能に生涯学習機能を付加して整備しています。その趣旨を踏まえ、町立図書館では、県立奄美図書館との連携を図っていくこととします。

### (3) 司書・図書館職員の資質向上に係る研修会等の実施

司書は、図書館資料の選択・収集・提供、おはなし会やイベントの企画・実施、レファレンスなど子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たしています。

このことから、町立図書館では、子どもたちや保護者の様々なニーズに適切にこたえるための司書の配置や、子どもの読書活動に関する専門的知識・技術を習得するための研修の充実が求められます。今後さらにそれらの充実を図るよう努めます。

### (4) 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもの読書活動を推進するためには、車椅子・スロープ・点字表示等の施設整備面での配慮、マルチメディアデイジー図書・点字資料・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等の整備、図書館利用の際の介助、対面朗読など、読書環境の整備が必要であり、本町でもその整備が進められてきています。このうち、点字資料・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等については、「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」を含む全国の点字図書館等がネットワークで連携しており、本町の図書館からも貸借が可能になっていることから、この活用を推進していきます。

## III 学校等における子どもの読書活動の推進

### 1 学校等における子どもの読書活動の推進方策

読書活動は、家庭や地域では個別に取り組みれるものですが、学校等は子どもたちに一斉に指導ができるという特質を生かし、これまで以上に積極的に読書活動を進めていく姿勢が期待されます。

(1) 認定こども園における子どもの読書活動の推進

乳幼児期から読書の楽しさと出会うことが、その後の読書活動の基礎となります。教職員、保育士や保護者が、現在行っている幼児の読書活動をさらに充実させるために、家庭や・認定こども園における次の取組を推進します。

- ア 読み聞かせや語りかけ等、計画的な取組の推進
- イ 小・中学生が保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、異年齢交流を通じた多様な読書活動の取組
- ウ 家族と一緒に本に親しむ大切さや意義について、保護者への啓発
- エ 町立図書館や読書ボランティア等、外部の人材の活用
- オ 成長に応じた図書の選定
- カ 教職員や保育士等の意識向上

(2) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、各学校の実態や成長に応じた取組を推進します。

- ア 全校一斉読書（朝読書等）の時間を設定し、教職員と児童生徒が読書をする時間等を確保し、その充実を図ります。
- イ 学習の基盤となる言語能力の育成のため、学校図書館はその豊富な資料や機能を活かし、各教科等の特質に応じた言語活動と読書活動を支援します。また、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を推進します。
- ウ 学校司書や読書指導担当教員等を中心に、読書の幅を広げられる様々な機会（読書会、リーディングバディ、ブックトーク、ビブリオバトル等）を確保し、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動の推進に取り組みます。
- エ 児童生徒の読書意欲を喚起させる特設コーナーの設置や図書館だよりの発行
- オ 各学年に応じた読書目標冊数の設定
- カ 児童生徒が読書活動に主体的に取り組める図書委員会の活動を支援
- キ 小中連携において、各学校で行われている読書活動等の情報交換や児童生徒の交流を推進

(3) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広げていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

- ア 親子読書に適切な本や、家庭でできる読書推進策の紹介・普及
- イ 読書の意義や家庭における読書環境の在り方、町立図書館の利用の仕方等

について啓発の促進

- ウ 親子読書や朝読み夕読みの取組への支援及び推進
- エ 移動図書館の活用促進
- オ 読書ボランティアグループや町立図書館の活用による読書活動の展開
- カ 就学前の読書体験や読書習慣について状況を把握し、各学校の計画的な読書活動につなげます。

#### (4) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

- ア 司書教諭や学校司書等との連携を図り、全校体制での読書活動を推進します。
- イ 司書部会・読書指導者部会や研修会等の実施と内容の充実
- ウ 朝の読書タイムについての校内共通理解と共通実践
- エ 国語や総合的な学習にとどまらず様々な場での学校図書資料の積極的利用

#### (5) 障害のある子どもの読書活動推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、読書活動支援を推進します。

- ア 障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器活用等の実践例の紹介
- イ 他校との情報の交換や資料の相互貸借
- ウ 点字図書や点字図書館の資料等の活用促進
- エ 読み聞かせなど、読書活動の推進

## 2 学校図書館等の機能強化・整備・充実

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習センター及び情報センターとしての機能を持ち、学校教育に欠くことのできない重要な施設です。様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められており、また、町立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行う等の連携・協力も重要です。

#### (1) 学校図書館における読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

- ア 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書を充実させるために、図書資料の計画的な整備・充実に努めます。

イ 利用しやすい学校図書館の施設及び環境の工夫や、学級における読書環境の整備・充実に努めます。

ウ 校長をはじめ司書教諭や学校司書、読書指導担当者など、組織全体での連携や協力を図ります。

- ・ 児童生徒の言語能力、情報処理能力、問題解決力等の育成を支えると同時に、主体的かつ対話的で深い学びを効果的に進める基盤となる、学校図書館の運営に努めます。
- ・ 学校図書館の円滑な運営を進めるための、校内組織の確立に努めます。
- ・ 学校図書館の活用に関する研修への、職員の積極的参加に努めます。
- ・ 児童生徒への読み聞かせやブックトーク、各種シアター等への図書館ボランティアの活用努めます。

エ 学校図書館の地域への開放

学校運営上支障のない範囲で、学校図書館の実態に応じて地域住民に開放していくよう努めます。

- ・ 平日における学校図書館の開放の推進
- ・ 長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放の促進

(2) 町立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

町立図書館には、学校図書館に比べて多様なジャンルや蔵書数があるため、児童生徒の日常における読書活動や調べ学習の充実のためにも、町立図書館との連携を図る必要があります。

ア 町立図書館からの団体貸出や図書館職員の積極的な活用努めます。

イ 近隣の学校図書館との図書館資料の相互貸借等、連携・協力を努めます。

(3) 子どもの読書への関心を高める取組

成長とともに様々な活動に興味・関心が広がる子どもたちに、継続して読書への関心を高める働きかけは重要です。各年代において、切れ目のない読書活動の取組として、次のような活動が有効だと考えられます。

ア 読書会

イ リーディングバディ（ペア読書）

ウ ストーリーテリング（語り聞かせ）

エ ブックトーク

オ アニマシオン

カ ビブリオバトル（書評合戦）

キ 図書委員、「こども図書館員」等の活動

ク 児童生徒が決めるお薦め本「〇〇賞」の選考

#### IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

##### 1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日」（4月23日）は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。

子ども自身の読書活動に対する関心が高まるこの時期に、各学校では、教職員や児童生徒による読み聞かせ、読書まつり、おすすめ本の紹介、朝読書の位置づけ、図書館だよりでの広報活動を行います。また、町立図書館においては、おはなし会を始めとするイベントや特設コーナーにおいて絵本・児童図書、時事や季節に応じた書籍の展示を行います。また、「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」となっていることから、その日を中心とした取組を行い、年間を通じて子どもと大人がともに読書活動を推進する気運を高めていくよう努めます。

##### 2 学校、図書館、民間団体における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、啓発・広報をすることが大切です。

そこで、鹿児島県においては、県立図書館・県立奄美図書館や県教育委員会のホームページ等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・図書館・民間団体における様々な取組等を広く紹介しています。

本町においても、ポスター・チラシ等の文字媒体や、有線テレビでの映像を通じての活動の様子や各種情報を提供しています。

##### 3 学校、図書館、民間団体及び個人における優れた取組の奨励

鹿児島県では、読書関係団体等による優良読書グループや優良親子読書会の表彰、図書館に対する功労者表彰等、優れた取組の奨励が行われており、町からも、その該当者を推薦しています。

また本町では、町立図書館の部、移動図書館の部に分けて、それぞれで多読賞を設け表彰を行います。今後、さらなる充実を図り、子どもたちの読書に対する意欲の向上に努めます。

## 第4章 推進体制の整備

### I 子ども読書活動推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、県・町関係機関相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

本町においては、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体の関係者からなる図書館協議会を設け、推進体制の整備を図ります。

### II 地方公共団体間における連携・協力体制の整備

鹿児島県は、「鹿児島県子ども読書活動推進計画」やその計画に基づく具体的な方策についての提言等の配布、各市町村が取り組んだ施策等の情報の提供など、各市町村が地域の特性を生かした取組を支援するとともに、市町村相互の連携・協力が図られるような場を設けるように努めています。

本町においても、住民に身近な地方公共団体として、子どもの読書活動に果たす役割が重要であることから、県や市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進していきます。

### III 民間団体間の連携・協力体制の整備

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくことにつながります。

本町においては、民間団体間の連携・協力が図られるような交流会や、図書館関係者の合同研修の場や機会を提供していくように努めます。

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

※ 平成13年12月12日法律第154号

## (目的)

**第1条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

**第2条** 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

**第3条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

**第6条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関との連携強化)

**第7条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

**第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進基本計画)

**第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

### (子ども読書の日)

**第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。